

志賀原発違法行為差止（株主差止）請求訴訟一審判決に対する弁護団声明

- 1 本日、富山地裁は、北陸電力の株主らが取締役らに対し会社法360条3項に基づき志賀原発1、2号機の運転差止等を求めた訴訟につき、請求をいずれも棄却するとの判決を言い渡した。
- 2 本判決は、取締役らに、①志賀原発が重大事故を引き起こすことがないように十分に調査、検討し、重大事故につながり得る問題が存在する疑いがあるときは運転を控えるべき善管注意義務と、②再稼働するか否かの判断にあたり事業の経済合理性について検討すべき善管注意義務とがあるとした。そして、原子力規制委員会の審査に合格することを前提に再稼働の可否を判断するのであれば①の善管注意義務に違反するとは認められないと述べ、②については、再稼働を目指す旨の意思決定の過程、内容に著しく不合理がない限り善管注意義務に違反しないと判示した。
- 3 しかし、原子力規制委員会の適合性審査には基準地震動の策定方法や耐震重要度分類等に不備があるうえ、能登半島地震によって能登半島の住民が原発事故時に避難できないことが明らかとなっている。適合性審査に合格しても本件原発の事故によって北陸電力が深刻な損害を被るおそれがあることは明白であるから、適合性審査に合格することを条件とすれば上記①の善管注意義務を尽くしたことになるとする本判決は、「安全神話」の罫にはまり判断を誤ったのである。

さらに昨年末には国土地理院が志賀原発敷地内に推定活断層があることを発表し、今年初めには中部電力浜岡原発でのデータ捏造が発覚した。原子力規制委員会による適合性審査に合格しても志賀原発が安全であることは言えないことが、さらに明白となっている。
- 4 また、上記②の注意義務については、証拠として提出された取締役会議事録及び附属資料によると、安全対策費の金額が白抜きされて不明であるとともに、適合性審査合格までに要する期間についての議論が見当たらない。また、有識者会合によって敷地内活断層の存在が指摘された2016年や、能登半島地震を経験した2024年の議事録は提出されておらず、それら重要場面でコストの見通しが議論されたかどうかは全く分からない。取締役会での議論状況を最もよく知ることができるのは被告金井豊氏の本人尋問であるが、富山地裁は原告らによる同尋問請求を却下したのであり、重要な証拠を却下しておきながら注意義務を尽くしたと判断したことには、重大な手続違反と事実誤認がある。
- 5 以上のとおり、本判決には、被告らの善管注意義務違反を認めなかった誤りがあり、志賀原発の再稼働及びその準備行為の差止めを認めなかった結論には、到底承服できない。

本判決は、善管注意義務違反の解釈と事実認定を誤り、司法の責任を果たさなかった。

我々弁護団は、本判決の不当性を追及し、引き続き志賀原発の再稼働及びその準備行為の差止めを求めることを宣言し、弁護団の声明とする。

以 上

2026年3月4日

志賀原発違法行為差止請求訴訟弁護団